

かけはし

JITCO JOURNAL

4
2024 April
Vol.157

SPECIAL TOPICS 新制度の行方

制度見直しで何が変わるか 「技能実習」から新制度「育成就労」へ

連載 外国人材の現場から
アジアンG事業協同組合
「送出機関との関係構築」

2024年度上半期養成講習のお知らせ
新人職員と学ぶJITCOサポート

かけはし

JITCO JOURNAL



2024.4 Vol.157

表紙の写真：コルディリエーラの棚田群（フィリピン）

ルソン島北部にあるコルディリエーラ山脈の標高1,000～2,000メートル地点の急斜面に、世界最大級の棚田群が広がっています。総面積は2万ヘクタールにおよび、あぜ道をつなげると地球半周分・約2万キロメートルもの長さになります。山岳民族イフガオ族によって2000年以上にわたり守られてきたこの棚田群は、1995年に世界文化遺産に登録されました。青々とした苗から黄金色の稲穂まで、季節ごとに魅せる美しく壮大な景観は、「天国の階段」とも称されています。

CONTENTS

- √ p.1 SPECIAL TOPICS 新制度の行方
新制度「育成就労」情報
- √ p.2 SPECIAL TOPICS 新制度の行方
寄稿「新興国の若者、失望させぬ制度に 技能実習見直しで何が変わるか」
日本経済新聞社 外国人共生エディター 覧具 雄人
- √ p.4 〈連載〉なるほど！好事例！ 外国人材の現場から
第7回 アジアンG事業協同組合「送出機関との関係構築」
- √ p.7 技能実習生受入れ事業成功の鍵 ～送出機関をはじめとする関係者との信頼関係～
協同組合西日本技術振興交流センター
- √ p.8 〈研究者たちのリレー連載〉「外国人材と日本のこれから」－第2回－
アンケート調査結果からみる 外国人材の生活や仕事の満足感
東海大学 教養学部 人間環境学科 教授 万城目正雄
- √ p.10 JITCOがお役にたてること。
- √ p.11 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ p.12 〈連載〉とある団体の新人職員と学ぶJITCOサポート
第2回 特定技能の申請書類もラクラク作成
- √ p.14 2024年度上半期養成講習のお知らせ
- √ p.16 海外情報
- √ p.17 第32回 外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール 作品募集のご案内
- √ p.18 送出し国をもっと知りたい！ 第3回 ベトナムってどんな国？
- √ p.20 みんなでエンジョイ！レクリエーション 第4回 「潮干狩り」をやってみよう！
- √ p.22 JITCO Seminar Information

新制度「育成就労」、国会審議へ

政府は3月15日、外国人技能実習制度を廃止して新たな制度「育成就労」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。2023年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」がとりまとめた最終報告書を踏まえた政府の対応です。政府方針では、「共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になる」という観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、検討を進める」としていました。いよいよ、改正法案に関する国会での審議が始まりました。

*この情報は3月15日現在のものであり、実際の改正法案とは異なる場合があります。また、国会の審議により内容が変更になる場合もあります。なお、最新情報はJITCOホームページ等で発信いたしますので併せてご確認ください。

《 育成就労制度に関する政府案のポイント 》

- 目的は人材確保と人材育成
- 受入れ対象分野は「特定産業分野」に限定。対応する特定産業分野がない技能実習職種は、これまでの実態を確認して特定産業分野への追加を検討する
- 受け入れた外国人材を3年間で「特定技能1号」の水準に育成する
- 計画的に技能を評価する
1年経過時 → 技能検定基礎級等の受験
特定技能1号移行の要件 → 技能検定3級等または特定技能1号評価試験合格
- 日本語能力の要件を明確化する
就労前 → 日本語能力A1(日本語能力試験N5合格または相当講習を受講)以上
特定技能1号移行時 → 日本語能力A2(日本語能力試験N4合格)以上
特定技能2号移行時 → 日本語能力B1(日本語能力試験N3合格)以上
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大し、明確化する
- 本人意向による転籍が可能になる就労期間は、分野に応じて「1~2年」の範囲内で設定する。
また、分野ごとに日本語能力の水準を設定する
- 転籍については当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない
- 監理団体に代わる監理支援機関では、受入機関と密接な関係がある役職員の監理への関与を制限、外部監査人の設置を義務化して独立性や中立性を担保
- 二国間取り決め(MOC)を新たに作成し、悪質な送出国の排除に向けた取り組みを強化。
原則として、MOC作成国からのみの受入れとする
- 外国人が送出国に支払う手数料等を受入機関と外国人が分担する仕組みを導入して外国人の負担を軽減する
- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組。特定技能外国人への相談援助業務も行わせ、監督指導機能や支援・保護機能を強化する

寄稿

新興国の若者、失望させぬ制度に 技能実習見直しで何が変わるか

日本経済新聞社 外国人共生エディター 覧具雄人

技能実習が新制度に生まれ変わります。「国際貢献」としての期間限定の受け入れから、特定技能の前段階になり長期就労の道も開けます。最大の焦点だった転籍制限は、地方からの人材流出を懸念する声を受け、大幅な緩和は見送られそうです。希望を抱き来日した新興国の若者を失望させない制度にできるかは、詳細な制度設計や運用にかかっているといえます。

「長年の課題を歴史的決着に導きたい」。2022年7月、当時の古川禎久法相は技能実習見直しの有識者会議設置にあたり決意を示しました。

1年半の議論を経て、政府の見直し案は「歴史的決着」になったのでしょうか。関係者や専門家の間では「看板の掛け替えに過ぎない」と冷やかな声もあれば「大きな変化が起きる」と受け止める人もいて、評価が割れているようです。

現行制度の骨格維持

まず経緯を振り返ってみましょう。

古川氏が制度見直しに言及し始めたのは22年1月でした。出入国在留管理庁の関係者は「人権侵害の批判が強い技能実習を廃止し、特定技能に一本化するイメージを持っていたようだ」と説明します。

ところが有識者会議の中間報告書は技能実習の「廃止」を求めつつも、創設する「新制度」は監理団体を通じた受け入れなど現行制度の骨格を維持する内容でした。

大臣が交代し、入管庁幹部の顔ぶれが変わったこともありますが、大半の実習生が順調に実習を終えている現状を踏まえ「単に廃止する、厳格化するということは、かえって人権状況を悪化させる可能性が高い」（中間報告書）との認識が委員に共有されたようです。

最終報告書に向け、最大の焦点は転籍制限でした。

技能実習は原則として転籍できない仕組みが人権侵害の構造的な原因と批判されてきました。有識者会議は23年

10月時点では、就労1年超で本人の意向による転籍を認める方向でした。働き始めて1年たてば自由に退職できるという労働基準法の規定を踏まえ、外国人だけ職業選択の自由を長く制限すべきではないとの意見が大勢でした。

この頃取材したベトナム出身の男性実習生は「仕事に不満があれば別の会社に移れる仕組みなら、後輩たちが安心して日本に来られる」と喜んでいました。

関係者によると、空気が一変したのは11月の会合でした。直前に非公開で開かれた自民党の「外国人労働者等特別委員会」で、一部議員が就労1年超での転籍容認に強く反発しました。オフレコ情報として事務方から委員に伝えられたのです。

特定技能移行で3割県外に

企業側にとって転籍制限は技能実習の最大のメリットです。厚生労働省によると、一般の高卒者・大卒者は3割超が3年以内に離職します。一方、実習生は年数千人が失踪するとはいえ全体に占める割合は2%です。

技能実習から特定技能への移行時の転入・転出状況



(注) 出入国在留管理庁資料に基づく。技能実習から特定技能への移行時に県をまたいだ人数、マイナスは転出超過

転籍を認めれば、地方から人材が流出するとの懸念は根拠があります。入管庁が技能実習から特定技能に移行した9万5,000人を調べたところ、39%に当たる3万7,000人が都道府県をまたいで転居していました。関東や近畿に人が集まり、全都道府県の3分の2に当たる32道県が転出超過でした。

与党議員が反発するのはこうした現実があるからです。これを無視して最終報告書を出しても法案に反映されなければ、何のための議論だったか分かりません。委員の意見は割れましたが、最終報告書では「経過措置」として1年を超える転籍制限を残すことを認めました。

日弁連が「技能実習制度の看板の付け替えにすぎない結果となる」との批判をも招きかねない」と指摘するなど、経過措置への批判が相次ぎました。

「やむを得ない」転籍は拡大

もっとも制度見直しで「看板の付け替え」かを判断するには全体像を見渡す必要があります。

ポイントは「やむを得ない場合」として移籍を認める範囲が明確化・拡大されることです。

現行制度は雇用主の経営悪化や人権侵害などがあつた場合、例外的に別の実習先への移籍を認めています。技能実習は「原則として転籍できない」と言われますが、実際は20年度に約6,700人がこの枠組みで実習先を変更しました。

入管庁の担当者は「事情によっては転職できることが実習生に十分知られていない」と説明します。22年の失踪者は9,000人超に上りましたが、この中には正式な手続きを踏めば「やむを得ない場合」として転籍できたケースが一定数あるでしょう。

今の運用要領では何が「やむを得ない場合」に該当するのか書き方が曖昧です。入管庁は「賃金、労働時間などの契約内容と実態が異なる場合」などとして明示する方針です。

実習生と受け入れ機関の主張が対立する場合、事実関係の確認に時間がかかる例もありました。今後は人権侵害などの可能性があればただちに転籍先を確保するなど手続きを迅速化することです。

課題となるのが悪質な仲介業者の排除です。転籍が認められても、次の職場が順調に見つけられなければ元も子もありません。



ベトナム・ハノイの送り出し機関では多くの若者が日本行きを待つ

取材で出会ったベトナム出身の女性は、実習先が給与明細を渡してくれないことなどに不信感を抱いていました。23年9月に失踪し、SNSで見つけたホテル清掃の求人に応募しました。駅に迎えに来たベトナム人男性に連れられて面接を受けましたが、一向に採否の連絡はありません。支払った手数料など約10万円も返金してもらえませんでした。

この女性を保護したNPO法人「日越ともいき支援会」の吉水慈豊代表は「実習先とトラブルになった場合、監理団体や外国人技能実習機構が転籍を支援することになっているのに、十分機能していない。今のまま転籍を広く認めれば、悪質ブローカーの餌食になる若者が増えるだけ」と心配します。

円安で日本の魅力が薄れるとの見方もありましたが、来日は高水準で続いています。新興国が経済成長しているといっても都市部と地方の経済格差は大きく、特に大学進学できなかった若者にとって日本行きは人生を変えるチャンスです。本当の意味で「長年の課題」を解決し、彼ら彼女らの思いに応えられるかは、関係機関がそれぞれの責任を果たせるかが最重要といえそうです。

覧具 雄人(らんぐ・ゆうじん)

1975年生まれ、東京都出身。98年日本経済新聞社入社。東京・大阪の社会部を中心に事件、事故、災害などを担当。劣悪な労働環境に置かれた技能実習生を取材したのをきっかけに日本で暮らす外国出身者の課題について取材。2021年から「外国人共生エディター」として外国人労働者や日本語教育などの記事を執筆。



※寄稿文であることを鑑み、筆者のご意見をそのまま掲載しております

なるほど! 好事例! /

外国人材の現場から

第7回 送出機関との関係構築

アジアンG事業協同組合

主にベトナムから来る技能実習生の受入れを支援しているアジアンG事業協同組合（金學善 代表理事、総本部＝東京都葛飾区）は、送出機関と良好な関係性を築いている監理団体です。現地で募集から面接、入国前講習まで積極的に関与し、そのやり方に賛同してくれる送出機関を育てつつ一緒にあって、優秀な人材を日本に受け入れようとしています。

実習生ファースト

「うちでは実習生をリスペクトできる職員だけが働けます。実習生は知らない国で知らない言語と仕事を学び、共同生活までします。普通じゃできないことをやっている。だから実習生の安全と笑顔が最優先なんです」とアジアンG事業協同組合の金代表は語ります。



金代表

同組合は、実習生を心から尊敬している職員が集まった監理団体として、組合員にも「実習生ファースト」の考え方を浸透させています。そのために、現地での募集・面接・教育の段階から熱心に取り組んでいます。

募集から監理団体が主導

アジアンGはベトナムで21の大学や短期大学、専門学校と協定を結んでいます。校舎に在学生や卒業生を集め、技能実習制度の説明をします。その際、彼らの家族にもできるだけ参加してもらいます。実習生の動画や写真を交え、楽しいことや大変なことを正確に説明した上で募集をかけます。

日本一厳しい面接

面接ではほぼ全ての組合員と共に現地を訪れ、自らの目で合格者を選んでもらいます。「一生を懸けている実習生を選ぶからには、組合員には覚悟と責任を持ってほし

い。そうして真剣に選ばれた実習生は大事に扱ってもらえます」と熱く語る金代表。

ここではアジアンGが「日本一厳しい面接」と称する、一日がかりのハードな面接が行われます。面接では、身体能力・知力・人間性が審査されます。休む間もなく体力測定や筆記試験、職業ごとの適性を測る検査などが行われ、人間性以外は全て点数化されます。そのため組合員は実習生を選びやすくなります。人間性に関しては、実習生の悔しがる姿や叱られたときの反応を直に見ることができます。こうして組合員は人となりを採用前に知ることができるのです。

いっさい手を抜かない入国前講習

入国前講習では、独自のプログラムや専用の教科書、「教師に教える教師」を擁しているため、「学習・教師とは何か」といった考えを送出機関と共有できます。教師や生徒の気を引き締めるために、面接をした代表自ら視察に出向くこともあります。



現地選定会では、さまざまな角度から厳しい試験が行われる

入国前待機実習生には「一日何時間勉強して、何単語覚えれば日本語が取得できるか」「勉強して成長し、信用を得ればお金を稼げる」といったロジックを丁寧に説明します。植村隆一副理事長は「何が必要でどう頑張ればいいのか教えてあげると、興味を持って自発的な意欲が生まれます。そうなった実習生は伸びるんです」と笑顔で話してくれました。



植村副理事長

送出機関と一緒に成長するパートナー

アジアングには、運営方針や実習生への教育など、送出機関の選定基準がいくつもあります。そして実態を知るために、現地まで出向き基準を満たしているかチェックします。何をどこまで徹底するのか理解できて志を共有してくれる送出機関と取引するために、今まで200社以上と交渉してきました。その中から主に選んできたのは、元実習生が作った送出機関です。後輩たちの人生を良いものにしようと設立された送出機関がほとんどなので、求められる人材や教育についてすぐ

に理解してくれます。

しかし資金やノウハウは不足しているので、何年もかけてアジアングのやり方を教え込みます。「実習生だけでなく、送出機関も含めて成長ありきのシステムなんです」とほほ笑む植村副理事長。金代表は「完璧な送出機関を選ぶのではなく、一緒に成長してくれるパートナーを探すんです。実習生の成長を促すためには、我々も送出機関も成長していかなくては」と力強く語ります。

外国人材に選ばれる時代に向けて

「これからは外国人材に選ばれる時代が訪れます。選ばれる国、送出機関、監理団体、受入れ企業になることが重要です。そのためにも、入国前の入口戦略から力を入れることで、組合員の意識を変えてもらったり、送出機関のレベルアップを図ったりしています。その結果アジアングの実習生は誇りを持ち、彼らのエンゲージメントも向上しているんです」と自負する金代表。

アジアングは、実習生のためならできることは何でもする意気込みの監理団体のようです。



組合の説明を丁寧に行う金代表



合格者は家族と一緒に面談を行う



難しい試験を乗り越えて合格した実習生たちの記念撮影

アジアング事業協同組合

2003年設立。職員数は25名(ベトナム人通訳職員7名、非常勤役員2名含む)で、組合員数は37社。現在受け入れている実習生は633名(1号:191名、2号:338名、3号:104名)、入国前待機実習生は146名。実習生の受入れは06年から開始し、累計の受入れ総数は約9,000名(外国人研修制度を含む)。

Interview インタビュー

専務理事の大山猛 (62 歳) さんはアジアン G 事業協同組合の勤務歴 9 年、本部事務局職員の北川利樹 (29 歳) さんは勤務歴 1 年。2 人の職員の方にお話をうかがいました。



大山 猛さん
(専務理事)



北川 利樹さん
(本部事務局職員)

——監理団体で働き始めたきっかけは何ですか？

北川さん「もともと日本語教師になりたくて、日本に来る外国人を応援・お手伝いしたいと思っていましたとき、縁あって技能実習制度に興味が湧きました」

——仕事をしていて楽しいことはありますか？

北川さん「手続きに必要な書類を、送出機関と試行錯誤しながら作り上げていくときです」

——仕事をしていて感動することはありますか？

大山さん「実習生はみんな純粋ですし、送出機関に視察に行った際、日本語の曲を歌ってもらったときは泣いてしまいました。名前を覚えてもらえるのもうれしいです。心が洗われます」

——仕事をしていて苦勞することはありますか？

大山さん「日本語的・日本的なニュアンスが伝わらないことです。何事も右か左かはっきり言う必要があり、説明が難しいです」

北川さん「送出機関との書類関係のやり取りです。スタッフがベトナム語しか話せなかったり、ベトナム独自の基準があったりします。内容があいまいだったり、ミスも多かったです」

——仕事のモチベーションは何ですか？

大山さん「技能実習生として来日することは、その人にとって人生が変わるほどの経験ですので、受入れ側として責任があります。親御さんからお子さんを預かっているのです、何かあってはいけないと身が引き締まります」

北川さん「人生を懸けている実習生を応援したいですし、そのために緊張感を持って仕事しています」

——仕事で工夫していることはありますか？

大山さん「思いついたことをすぐ書き留めておけるよう、常にメモを置いています。忘れることは絶対に避けなければならないので、メモを読み返すルーティンも作っています」

——今後の目標は何ですか？

大山さん「実習生とできるだけ携わって、一人でも多くに『日本に来て幸せ』と思ってほしいです」

北川さん「実習生や組合員に幸せになってほしいので、そのために勉強したいです。まだ少数人数分しか業務を任されていないので、もっと任されてより『ありがとう』と言われる存在になります」





技能実習生受入れ事業成功の鍵 ～送出機関をはじめとする関係者との信頼関係～

協同組合西日本技術振興交流センター

協同組合西日本技術振興交流センターは、2003年より技能実習生受入れを開始し現在に至るまで、中国の送出機関・煙台国際股份有限公司との協定の下、技能実習生等の送出し受入れの枠を越え、相互の人的交流を通じて友好信頼関係を構築しています。

2023年11月15日に、同組合と当該送出機関の20周年合作記念式典が中国山東省煙台市で開催され、各実習実施者の実習生候補者に対する面接への立ち会いや事前研修施設（トレーニングセンター）の視察等も行いました。来日を希望する実習生候補者の真剣な眼差しとよりよい人材を採用しようという実習実施者の真摯な姿に、胸が熱くなる場面も度々ありました。

以下、同組合の藤江由佳理事より、20年間の取り組みについてコメントをいただきました。

ハッピークラブの精神

技能実習生の受入れを開始してから、早いもので、今年で20年になります。もともと製造業の発展を担う技術者を育てていくことを目的に、心知れた中小企業が集まり設立された協同組合です。

発足以来一貫して謳ってまいりましたのが、「いつも明るく、楽しく、元気よく」というスローガンです。ハッピークラブ(当組合の俗称)の精神という、一見、とてもありふれたように感じますが、当時の理事の「事業に携わる全ての人々が幸せになれるように事業を推進したい」という強い信念の表れでもあり、私たちはその意志を引き継ぎ、常に心に留めて運営をしてまいりました。

技能実習生(当時は研修生)を受け入れる発端となりましたのは、当時から組合員企業が中国と業務上の往来が多かったことと、中国の発展を担う人材育成に協力していただきたいという現地市政府から

の強い要請と熱心な姿勢に心を動かされたことによりです。

技能実習生受入れ制度は、この20年間状況に応じて何度も変化を繰り返しておりますが、いつの時代も当組合のスローガンと姿勢は変わることなく、多くの優秀な技能実習生を育成し現在に至っております。技能実習生の受入れ事業では、送出機関、技能実習生(その家族含む)、監理団体、実習実施者の4者が一致協力し、共に努力しなければなりません。このなかで重要だと思っておりますのは、①相互の信頼関係の構築②目標の共有③目標達成意識の共有④利益の共有⑤幸福の共感、つまり、4者が同じ気持ちで、同じ目標に向かって、お互いを尊重しながら、それぞれが実行しなければならないと思います。そうすることにより、皆さんがいつも明るく、楽しく、元気でいられ、自然に感謝の心が生まれ、それが幸福のサイクルとなって更なる利益をもたらすのであり、これこそが技能実習制度の醍醐味であり、国際貢献だと思っております。



20周年合作記念式典でだるまに目を入れ掲げる劉董事長、吉田理事長、李煙台市長



試験会場に集まった候補者たち

アンケート調査結果からみる 外国人材の生活や仕事の満足感

東海大学 教養学部 人間環境学科 教授 万城目正雄

「外国人材と日本のこれから」をテーマとするリレー連載の2回目では、2022年10月から23年3月に私たちの研究チームが実施したアンケート調査^(注)から得られた技能実習生・特定技能生(以下、外国人材)の仕事と生活の満足感についての集計結果を紹介したいと思います。

1 外国人材の仕事と生活の満足感

外国人材の皆さんは、日本での仕事と生活の満足感についてどのように評価しているのでしょうか。アンケート調査の結果によると、日本での生活全般に満足している人の割合は84.26%（「とても満足している」38.24%、「少し満足している」46.02%）、仕事に満足している人の割合は82.11%（「とても満足している」38.42%、「少し満足している」43.69%）でした。外国人材の皆さんの日本での仕事と生活の満足感、全体としては高い傾向にあることがうかがえました。

それでは、日本での仕事と生活に満足感を感じている外国人材には、どのような人が多いのでしょうか。在留資

格別、日本語能力別に分析した結果を紹介してみましよう。仕事の満足感について分析した結果が図1と図2です。仕事の満足感、在留資格別では特別な傾向は見られませんが、日本語能力が高い人ほど高いという関係が見られました。紙幅の関係でご紹介することができませんが、生活の満足感と在留資格、日本語能力についても同様の傾向が見られました。

技能実習1号から2号、3号へ、そして、特定技能1号、2号へと在留資格を変更し、日本に在留する期間が長くなればなるほど、外国人材の仕事と生活の満足感、当然、高まるはずだと一般的には考えられていると思いますが、実は、そのような単純な関係にはないようです。むしろ、どれだけ日本に在留しているかよりも、日本語能力のほうが満足感を左右しているという結果が得られたのです。この結果を踏まえると、迎え入れた外国人材の日本での仕事と生活の満足感を高めるためには、日本語学習・日本語教育をいかに効果的に行うかが、重要であるといえるでしょう。

図1 日本での仕事に満足している外国人材の割合（在留資格別）

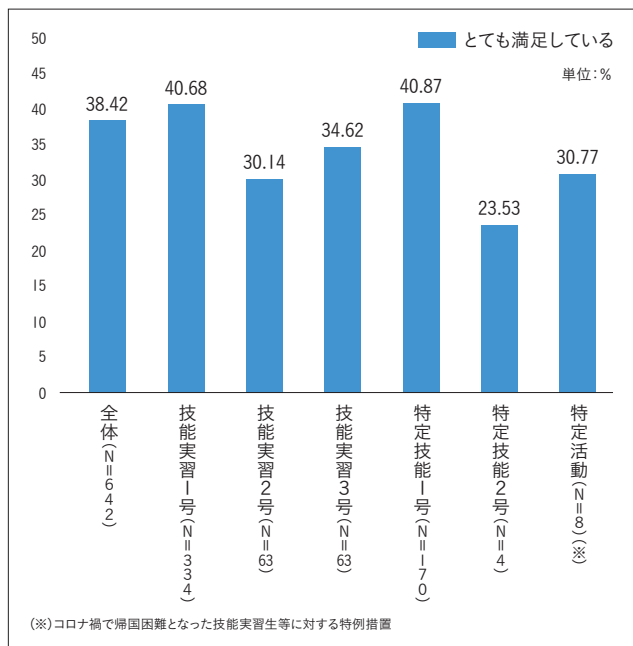
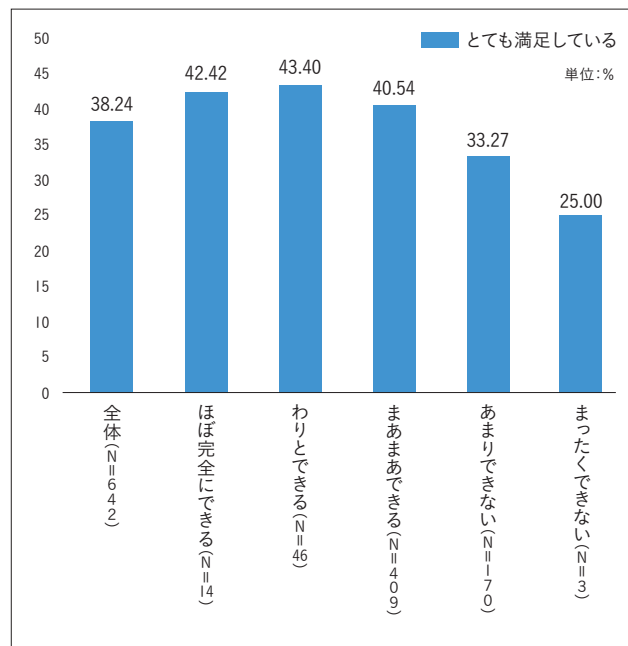


図2 日本での仕事に満足している外国人材の割合（日本語能力（会話）別）



2 生活の利便性と給与の満足感

次に、生活の利便性と給与の関係について分析した結果を紹介しましょう。2023年度の最低賃金(時間額)が1,000円以上の8都府県(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都、兵庫)を都市部と定義し、勤務先所在地と生活の利便性・給与の関係性を集計しました。その結果を見ると、都市部のほうが、やや満足感が高い傾向が見られましたが、予想に反して、その差は決して大きくはありませんでした。特に興味深いのは、技能実習生と特定技能生に分けた分析の結果です。図3と図4を見ると、特定技能生の生活の利便性と給与の満足度は都市部のほうが低いという関係性が見られたのです。

図3 生活の利便性(買い物、レジャーなど)

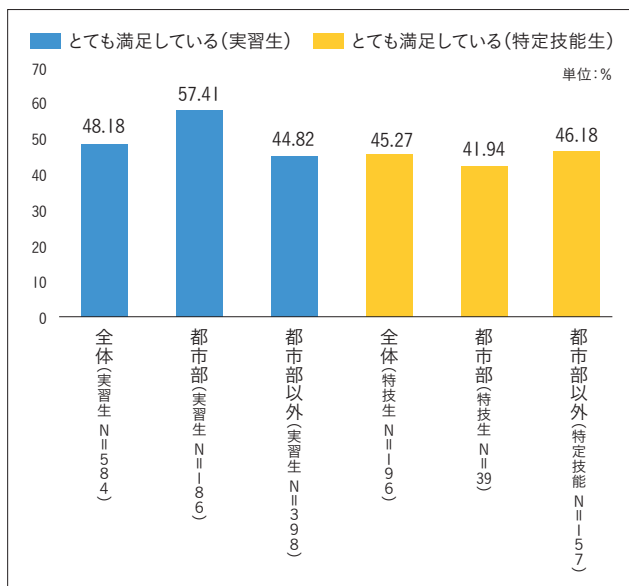
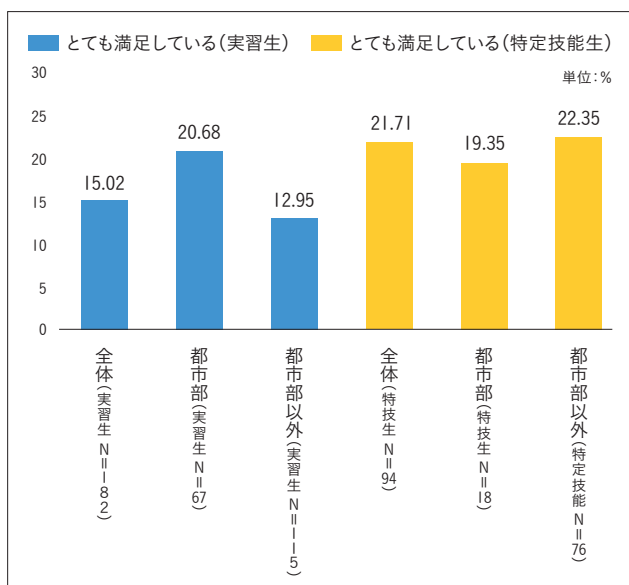


図4 給与の満足感(給与が良い)



転籍・転職が認められている在留資格「特定技能」では、技能実習から特定技能に移行する外国人労働者のうち、約4割が移行後1カ月以内に都道府県をまたいで移動していることが報じられ(2024年2月5日、毎日新聞東京朝刊20頁)、特定技能生は大都市に集中する傾向があることが指摘されています。

このように自分で勤務地を選べる特定技能生の生活の利便性と給与の満足感が、都市部で高くならない傾向が見られたのは、なぜなのでしょう。この分析結果だけでは、その要因を明らかにすることはできませんが、本誌の読者の皆様であれば、さまざまな仮説が思い浮かぶのではないのでしょうか。もしかしたら、技能実習から特定技能に移行して、都市部への転籍・転職がかなっても、都市部は生活費が高いために、給与の満足感が思ったほど高まっていないのかもしれませんが。都市部での生活よりも、監理団体・実習実施者の皆さんによる買い物の送迎、レクリエーション、食事会が行われている地方での技能実習のほうが生活の利便性が高かったと思っているのかもしれませんが。

本調査の結果を踏まえると、迎え入れた外国人材の仕事と生活の満足感を高めるためには、日本語能力を向上させるための日本語学習・日本語教育を充実させること、地方での外国人材の仕事と生活を支援する取り組みが重要であることが示唆されたといえるでしょう。本調査の結果が、皆様の外国人材の受入れ事業にとって、少しでも参考になれば幸いです。

(注)本稿は、公益財団法人トヨタ財団2021年度特定課題「外国人材の受け入れと日本社会」(研究代表者:武蔵大学経済学部教授 神林龍)の助成により実施した「科学的根拠に基づいた外国人材政策立案のための共創プラットフォーム」の成果の一部です。本調査研究にご協力いただいた国際人材協力機構、外国人材共生支援全国協会をはじめとする多くの皆様、そしてアンケートにご回答いただいた技能実習生、特定技能生の皆様に感謝申し上げます。

東海大学 教養学部 人間環境学科 教授
万城目 正雄(まんじょうめ・まさお)

主な著書に『移民・外国人と日本社会』(共著、原書房、2019年)、『インタラクティブゼミナール新しい多文化社会論』(共編著、東海大学出版部、2020年)、『岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応(シリーズ:検証・アジア経済)』(共著、文眞堂、2021年)などがある。政府、政府機関、公益法人の委員等を務め、メディアでも発言が取り上げられている。

JITCOがお役にたてること。

JITCOでは、外国人材の受入れを円滑にするため、賛助会員の皆様にとってお得かつ便利なサービスをたくさんご用意しています。ところが、せっかく会員になっていただいているのに、まだまだご利用いただけていないサービスがあるという方も多いのではないのでしょうか。そこで、もっとJITCOを活用していただくために、具体的にどのようなサービスがあるのか、人気の高いものを中心に改めてご紹介いたします。

制度や業務内容に関する相談に対応します



- 個別相談の対応
 - 一般的な相談を受け付け
- 技能実習制度・特定技能制度における、外国人材の受入れ全般についてのお悩みや問題に対して、ご相談に応じてJITCO職員がアドバイスをし、業務を支援します。

申請書類の点検や提出・取次ができます



- OTIT・地方入管局への提出・取次
 - オンラインにも対応
- 申請書類に記載ミスがないかをJITCOが事前点検した上でOTITへの提出や地方出入国在留管理局への取次をします。技能実習におけるオンライン申請の点検・取次にも対応しています。

JITCOサポートで外国人材活用の管理業務が容易に



- 申請書類を簡単に作成
 - 関連業務の便利機能がたくさん
- 外国人材活用の管理業務をお手伝いするシステム「JITCOサポート」をご提供しています。申請書式の作成ができるほか、賛助会員は無料でサポート機能が使い放題です。

セミナー・養成講習を開催します



- 各種セミナーを開催
 - 養成講習も開催
- 技能実習制度・特定技能制度について各種セミナーを開催しています。技能実習の責任者などに法定講習として受講が義務付けられている養成講習も開催しています。

各種教材を販売しています



- オンラインショップで販売
 - 電子教材も配信
- 技能実習制度・特定技能制度に関わる各種教材を販売しています。試し読みも可能です。オンラインショップ（<https://onlineshop.jitco.or.jp/>）からご購入いただけます。電子教材も販売しています。

日本語教育を支援します



- 日本語指導関連セミナー、講師派遣
 - eラーニングなどの日本語教材
- 外国人材に対する日本語指導に携わる方を支援しています。セミナー開催のほか、教材サイト「JITCO日本語教材ひろば」（<https://hiroba.jitco.or.jp/>）や、各種日本語教材（書籍、オンラインなど）を提供しています。

送出国や送出機関の情報を提供します



- 送出国や送出機関の詳細な情報提供
 - 各国関連セミナーの開催
- 賛助会員の皆様には、JITCOが独自に収集した情報を基に、送出国や送出機関のより詳細な情報をお伝えします。また、各国とのマッチングセミナー等を開催しています。

外国人向けJITCO保険に加入できます



- 医療費や賠償事故への備え
 - 大手保険4社とタイアップ
- 外国人材の日本での病気や就業時間外の傷害事故をカバーする、団体保険契約「JITCO保険」を用意しています。外国人材のため設計された補償内容となっています。

各項目の詳しい情報はJITCOホームページでご確認ください。

<https://www.jitco.or.jp/>



外国人材の受入れに関する Q&A

今回は、お問い合わせの多い特定技能制度における四半期に一度の定期届出や、特定技能1号の通算在留期間の調べ方、2024年4月より建設業にも適用された時間外労働の上限規制に関する質問についてご案内します。

Q1 特定技能外国人の報酬に関して比較対象とした従業員が退職しました。特定技能制度の定期届出書「特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3-6号（別紙）」）にはどのように記載したらよいでしょうか。

A1 「特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3-6号（別紙）」）には、報酬決定に当たって比較対象とした従業員の有無を記載し、賃金台帳の写し等を添付します。

比較対象とした従業員の退職等により変更が生じた場合は、変更後の比較対象となる日本人労働者（比較対象となる日本人労働者がいない場合、同一の業務に従事する者）の有無を記載します。その際に、新たに比較対象となる日本人労働者または同一の業務に従事する従業員について、「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）」や賃金台帳の写し等を添付してください。

特定技能制度の届出については、提出資料一覧表やQ&Aなどもありますので併せてご確認ください。

▼特定技能制度にかかる届出手続

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



Q2 当社に転職してきた、1号特定技能外国人の通算在留期間を調べたいのですが、どのように確認すればいいのでしょうか。

A2 通算在留期間は、特定技能1号、または、「『特定技能1号』に移行予定の特定活動」（以下「特定活動」）の許可を受けた日が開始日となります。これまでに交付された在留カードの写しなどにより開始日を確認します。調べた開始日から特定活動、特定技能1号で在留した現在までの期間が、通算在留期間となります。特定活動も特定技能1号の通算在留期間に含まれますので注意が必要です。なお、特定活動から特定技能1号（特定技能1号期間中の転籍等を含む）への資格変更許

可申請および特定活動・特定技能1号期間中の期間更新許可申請の特例期間（在留期限翌日から許可日までの期間）も通算在留期間に含まれます。

在留許可や期間は、出入国在留管理庁のWebサイトで調べることができますのでご参考ください。

▼出入（帰）国記録に係る開示請求について
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>



Q3 2024年3月で、建設業における時間外労働の上限規制の経過措置が終了したと聞きましたが、具体的に何が変わったのですか。

A3 時間外労働の上限規制は、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年から施行されています。建設業を除く業種は既に適用されていたところ、建設業についても2024年4月1日から適用になりました。時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間（1年単位の変形労働時間制の場合は、月42時間かつ年320時間）となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、臨時的に超える必要がある場合でも、

- 1か月45時間を超える残業は年間6回まで
- 残業時間の上限は年間720時間まで
- 休日労働と合わせても1か月100時間未満、2～6か月間で平均して80時間以内となります。

ただし、災害の復旧・復興の事業を行う場合には、1か月間の残業や休日労働の時間などの規制が適用されません。

▼詳しくはこちら

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/common/pdf/construction_company_KRS.pdf



■お問い合わせ先

実習支援部 相談支援課 03-4306-1160

とある団体の新人職員と学ぶ JITCOサポート

新人職員がJITCOサポートについて初めて学び、その魅力を連載でお伝えする企画です。

今回も頑張ります!



第2回 特定技能の申請書類もラクラク作成

JITCOサポートは監理団体や実習実施者、登録支援機関や特定技能所属機関の業務を効率化するシステムです。便利だと言われていいますが、一体何が便利でどこが魅力なのか？ まだまだ入社半年の自分にはわからないことばかり。

前は技能実習の申請書類を作成しましたが、今回は特定技能の申請書類作成について一緒に学んでいきましょう。

「技能実習生のデータを入力していれば特定技能にも引用できるんです」

在留資格変更許可申請書類の作成

前回データを入力した技能実習生が、技能実習2号から特定技能1号に移行することになりました。

JITCOサポートでは、技能実習だけでなく特定技能の申請書類も作れます。今回は在留資格変更許可申請書類を作成します。

団体情報や企業情報など、基礎データは前回入力済み。これらは、特定技能のデータ入力欄や帳票にも反映されます。あとはほぼ特定技能外国人の情報を入力するだけです。

その特定技能外国人の情報も、技能実習から特定技能への移行の場合、技能実習生時のデータを引用することができます。

技能実習からのデータ引用画面&引用ボタン

技能実習の引用

実習生

帰国、特定技能への資格変更者も表示する

※JITCOサポートの入力画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なります。

データ引用 ボタンを押すだけで…

特定技能外国人情報の入力がラクラク完了!

前回入力したデータがボタン一つですぐ表示されるんだね

特定技能外国人情報の入力画面

1. 特定技能外国人の基本情報

①氏名 (Alphabet)	Le Tu Huyen
②生年月日	1997/05/26
③現居住地	東京都八王子市高倉町999-1 キムラフーズ社員寮102号
④	:
⑤	:

引用して入力されています

なるほど〜



4. 入国・在留申告

(1) 申請人等作成用 1 <認定・変更・更新共通>

①旅券	(a)番号	13456789
	(b)発行日	2023/04/01
	(c)有効期限	2024/03/31
②電話番号	申請人	
	特定技能外国人	
③携帯番号	申請人	
		<input type="checkbox"/> 携帯電話番号なし

①同伴者の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
③過去の出入国歴	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
	(回数: 直近出入国歴: ~)
④	:
⑤	:

「テンプレートの利用や申請書・雇用条件書以外の書類、諸届の作成もできるんです」

雇用条件テンプレートの利用

雇用条件書は、技能実習と特定技能で共通して利用可能なテンプレートを作成できます。テンプレートを読み込めば、そこからデータを引用可能です。[右図(3)]。

またテンプレートだけでなく、過去に登録した他の外国人材の雇用条件からも、データを引用できます[右図(2)]。

これらの引用されたデータは手修正も可能です。

雇用条件の引用画面&引用ボタン

引用する場合 ×

(2)別案件の雇用条件を引用する場合 こちらを押す

案件番号 : 2024年4月1日特定技能 **データ引用**

(3)登録済テンプレートを引用する場合 こちらを押す

テンプレート **テンプレート読込**

↓ **テンプレート読込** ボタンを押すと…

雇用条件書がラクラク完成!

外国人材が多い団体ほど役立つ機能です

good!



(1)雇用契約期間 (2)就業の場所 (3)業務の内容 ×

(1)雇用契約期間
①雇用契約期間 有 無 ②開始年月日 2024/04/01

(2)就業の場所
①事業所

(3)業務の内容
ハ<製造

雇用条件書の入力画面

(4)労働時間等 ×

①労働時間 固定 変形労働時間制 交代制

午前	08:40
昼休み	12:00
午後	13:00 17:00

②始業・終業時間

③休憩時間 分 80

④1か月の所定労働時間 時分 147:00

⑤年総所定 労働日数 労働時間

1年目 1764.00

就業規則

第		条~第		条
第		条~第		条

テンプレートの
内容が引用
されています

支援計画書・定期届出書の作成

支援計画書や定期届出書も作成可能です。どちらも過去データを引用できます。

支援計画書は特定技能外国人のグループ単位でまとめて作成できます。

支援計画書

(7)支援内容

※「担当者/委託者」を選択するために、上記(3)、(4)に担

1 事前ガイダンスの提供

2 出入国する際の送迎

3 適切な住居の確保に係る支援・生活に必

定期届出書

1. 受入れ・活動状況に係る届出書 所属機関届出書

(1) 雇用状況に関すること

3. 定期面談報告書 (参考5-5) 外国人面談報告書

(1) 面談対応者

入力済みのデータを“引用”することで同じ情報を何度も入力することなく、無駄のない書類作成が可能なJITCOサポート。

今回は、技能実習生時の情報を基に特定技能の書類がすぐ完成しました。

制度と書類作成に精通したJITCOが、皆様の業務の効率化に貢献するシステムを提供しているようです。



次回も
JITCOサポートの
便利な機能を
紹介していきます!

JITCO開催の2024年度上半期養成講習のお知らせ

監理団体の監理責任者・外部役員等の皆様や、実習実施者の技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の皆様に受講していただく養成講習について、JITCOでは2024年度上半期（2024年4月～9月）は以下のスケジュールで開催を予定しています。

なお技能実習制度運用要領では、新年度からはオンライン講習を基本とすることとされており、JITCOでは4講習をオンラインで原則毎月開催します。開催の流れは右ページのとおりですので、ぜひご活用ください。

（監理団体向け） 監理責任者等講習（監責）

（実習実施者向け） 技能実習責任者講習（技責）

技能実習指導員講習（技指）

生活指導員講習（生指）

※JITCO駐在事務所主催のエリア限定オンライン講習も開催予定です。該当エリアの受講者を優先して受け付けいたします。申込締め切り日前にお席に余裕がある場合のみ、全エリアからお申し込みを受け付ける予定です。

オンライン

※8月以降、オンライン講習は追加開催する予定です。

講習種別	開催日	開催地
監責	4月10日	(全国)
	4月16日	(近畿エリア限定)
	5月8日	(全国)
	5月14日	(全国)
	5月21日	(全国)
	6月5日	(全国)
	6月25日	(全国)
	7月18日	(全国)
	7月24日	(全国)
	8月28日	(全国)
	9月25日	(全国)

講習種別	開催日	開催地
技責	4月9日	(全国)
	4月23日	(九州エリア限定)
	5月9日	(全国)
	5月22日	(近畿エリア限定)
	5月28日	(九州エリア限定)
	6月4日	(全国)
	6月11日	(九州エリア限定)
	6月19日	(全国)
	7月10日	(全国)
	8月7日	(全国)
	9月11日	(全国)

講習種別	開催日	開催地
技指	4月17日	(全国)
	5月15日	(全国)
	6月12日	(全国)
	6月18日	(近畿エリア限定)
	7月3日	(全国)
	7月31日	(全国)
生指	9月4日	(全国)
	4月24日	(全国)
	5月29日	(全国)
	6月26日	(全国)
	8月21日	(全国)
9月18日	(全国)	

対面式

※今年度の対面式講習は以下のエリアのみで開催します。他エリアの方はオンライン受講をご検討ください。

監理責任者等講習(監理団体向け): 関東エリア

実習実施者向け三講習: 中部・北陸エリアおよび九州エリア

中部・北陸エリア

講習種別	開催日	開催地	
技責	4月10日	愛知県 半田市市民交流プラザ (半田)	
	4月12日	富山県 砺波まなび交流館 (砺波)	
	4月17日	長野県 JA長野県ビル (長野)	
	4月17日	愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)	
	4月25日	富山県 富山県民会館 (富山)	
	5月9日	岐阜県 中部国際交流センター 第2 (岐阜)	
	5月10日	岐阜県 中部国際交流センター 第2 (岐阜)	
	5月23日	福井県 福井県協協ビル (福井)	
	6月6日	愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)	
	6月13日	石川県 金沢商工会議所会館 (金沢)	
	6月27日	新潟県 新潟県建設会館 (新潟)	
	9月5日	岐阜県 ワークプラザ岐阜 (岐阜)	
技指	4月16日	長野県 JA長野県ビル (長野)	
	4月16日	愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)	
	4月24日	富山県 富山県民会館 (富山)	
	5月22日	福井県 福井県協協ビル (福井)	
	6月5日	愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)	
	6月12日	石川県 金沢商工会議所会館 (金沢)	
	6月26日	新潟県 新潟県建設会館 (新潟)	
	9月4日	岐阜県 ワークプラザ岐阜 (岐阜)	
	生指	4月18日	長野県 JA長野県ビル (長野)
		4月18日	愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)
		4月26日	富山県 富山県民会館 (富山)
		5月24日	福井県 福井県協協ビル (福井)
6月7日		愛知県 JITCO名古屋駐在事務所会議室 (名古屋)	
6月14日		石川県 金沢商工会議所会館 (金沢)	
6月28日	新潟県 新潟県建設会館 (新潟)		
9月6日	岐阜県 ワークプラザ岐阜 (岐阜)		

関東エリア

講習種別	開催日	開催地
監責	4月12日	東京都 JITCO本部会議室 (港区)
	7月5日	山梨県 山梨県地産産センター (甲府)
	8月9日	栃木県 栃木県総合文化センター (宇都宮)
	8月30日	茨城県 水戸セントラルビル (水戸)
	9月20日	千葉県 千葉市民会館 (千葉)

九州エリア

講習種別	開催日	開催地
技責	4月11日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	4月26日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	5月10日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	5月14日	熊本県 玉名市民会館 (玉名)
	5月20日	熊本県 玉名市横島町公民館 (玉名)
	6月6日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	6月27日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	7月4日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	7月25日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	8月29日	熊本県 熊本県労働者福祉会館 (熊本)
	9月5日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	9月19日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
9月26日	福岡県 リファレンス駅東ビル (福岡)	
技指	4月10日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	5月17日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	5月21日	熊本県 玉名市横島町公民館 (玉名)
	6月20日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	8月22日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	8月28日	熊本県 熊本県労働者福祉会館 (熊本)
生指	9月25日	福岡県 リファレンス駅東ビル (福岡)
	4月12日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	7月18日	福岡県 JITCO福岡駐在事務所会議室 (福岡)
	8月30日	熊本県 熊本県労働者福祉会館 (熊本)
	9月27日	福岡県 リファレンス駅東ビル (福岡)

養成講習のお申し込みはJITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html> から

※お申込開始日は同ホームページ等で講習ごとにご確認ください。

※4月開催分についてはすでにお申し込み受け付けを終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。

※上記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催する場合があります。最新情報はJITCOホームページでご確認ください。

※受講料は次のとおりです。オンライン: JITCO賛助会員8,000円、一般16,000円 対面(会場): JITCO賛助会員8,000円、一般12,000円(消費税10%込)



初めての方に

オンライン養成講習の流れをご紹介します

JITCOのオンライン養成講習はZoomを使用して講義を行い、理解度テストは専用のWebサイト上で回答を入力していただきます。以下ではオンライン講習になじみのない方向けに、講習の流れをご紹介します。

お申し込み

- JITCOホームページ（トップ>JITCOセミナー>養成講習）からご希望の受講日でお申し込みください。
- 後日メールにてお届けする請求書にて、受講料をお振り込みいただきます。

本人確認資料提出

- お申し込み後に表示されるページ、または申し込み受け付けメール記載のURLから本人確認資料の提出をお願いします。
必要資料①本人確認書類
（顔写真付きの公的証明書。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の画像）
必要資料②顔写真（直近3カ月以内の鮮明な顔写真。スマホ撮影可）

当日

- 開催1週間前をめぐりに参加のご案内（Zoom接続情報や使用するテキストのファイル等）をメールでお送りします。当日は受付開始時刻にメール記載のURLにアクセスし、入室してください。事務局にて受講者の映像を確認し本人確認を行います。
- 講義の最後に理解度テストを実施します。

〈受講イメージ〉



メールでお届けするURLをクリックして参加



カメラはON

マイクはOFF

- 当日はカメラ・マイク付きのパソコンで受講していただきます。

⚠️スマートフォンやタブレットでは受講できません。

- 開催前にメールでお届けするURLをクリックしてZoom画面を開きます。
- Zoomへ入室後は本人確認を行います。カメラをオンにしてお待ちください。受講中は、事務局にて受講の様子を確認していますので、常にカメラをオンの状態にして受講していただきます。
- 理解度テストはWebサイト上でご回答いただきますが、URLをテスト開始直前にZoomのチャットにてお送りします。

※Zoom接続や理解度テストは以下のURLにてお試しください。

- ①Zoomの接続テスト <https://zoom.us/test>
- ②理解度テストの練習 <https://ws.formzu.net/dist/S511072584/>

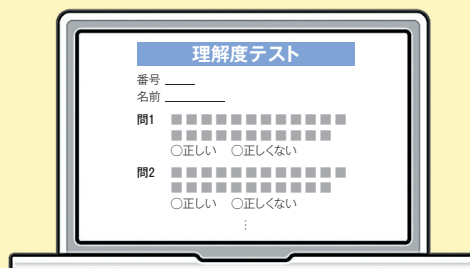
受講画面下部のチャットに理解度テストのURLが届きます

理解度テストURLです。
<https://ws.formzu.net/dist/S511072584/>

URLをクリックするとテスト画面が開きますので、受講番号と氏名を入力の上、回答（正しい・正しくない）を選択していきます。テストは20問で、時間は10分です。

※合格点:監理責任者等講習は正答率80%以上、実習実施者向け講習は正答率70%以上。

〈理解度テスト画面イメージ〉



受講証明書 お届け

- テスト終了後に解説を行い、講義終了となります。点数の公表はいたしません。
- 開催後約1週間前後で、理解度テスト合格の方には受講証明書を、不合格の方には結果通知書をメール（ダウンロード形式）でお届けします。

■カンボジアのヘン・スアー労働・職業訓練大臣と面談

JITCOは、2023年12月15日、日本・ASEAN特別首脳会議の開催に合わせてカンボジアから訪日中のヘン・スアー労働・職業訓練大臣と面談しました。同省との協力を今後より促進するため、日本の制度見直しにあたりJITCOからカンボジア側に情報を提供することも含め、覚書(MoU)に調印しました。カンボジア側からの主な発言は以下のとおりです。

<カンボジア側の見直しについて>

- カンボジア側でも日本の制度見直しと歩調を合わせて、さまざまな見直しを行おうとしているところである。本制度においては、送出機関、訪日カンボジア人、受入れ側の全ての関係者がルールを守ることが重要であると思っている。
- 送出しでは訪日前教育、特に日本語教育は重要なので、教育を実施する機関に対して今後てこ入れを図るつもりである。
- 職種に関してこれまでは農業等の送出しが多かったが、今後は製造業や自動車整備などの分野への送出しを増やしたい。

<国全体として>

- 新首相の下で2023年8月に発足した政権は、現在国内にある各種制度を安定させ、推進することを目指している。また、これまでの業務の進め方を変更し、問題が起きてから対応するのではなく、問題を予防するために皆で協力して事前に対応することとしている。

[JITCOとカンボジア政府との最近の往来]

2019年3月	カンボジア政府JITCO訪問
2019年11月	JITCOカンボジア出張
2020年12月	JITCO東京駐在事務所主催情報交換会にてカンボジア大使館より講演
2023年3月	JITCOカンボジア出張

[カンボジア・ミニ知識]

国土面積	日本の半分弱(約18万平方キロメートル)		
人口	約1,650万人(2021年時点)		
平均年齢	26.5歳(日本は48.4歳)	政治体制	立憲君主制

約20年にわたる激しい内戦が91年に終結したが、その後も政治的に紆余曲折があり、2023年7月の総選挙ではフン・セン氏率いる与党人民党が圧勝した。フン・セン氏は息子のフン・マネット氏に38年ぶりに首相職を譲り、内閣のメンバーも若返りを図った。

[カンボジア人の海外就労者数(全世界:135万6,616人)] (2023年時点 カンボジア政府発表)

タイ	126万2,175人	シンガポール	871人
韓国	5万970人	香港	218人
マレーシア	2万2,262人	サウジアラビア	64人
日本	2万56人*		

*日本政府の発表とは異なる場合があります。

■フィリピン国にて日本への送出し専門部署であるJAPAN DESK設立

このたびフィリピン国にて日本への送出し円滑化を目的とするJAPAN DESKが設立され、2023年11月22日、大阪にて設立記念式典が開催されました。国別のデスク設置は同国にとって初の試みとなります。フィリピン・移民労働者省からは以下の取り組みなどを通じ、送出しの円滑化を行う旨、発表がありました。

- ①日本への送出しのための手続き簡素化と期間の短縮
- ②日本での雇用に関する課題等に対処するステークホルダーダイアログ(利害関係者との対話)実践
- ③日本への送出し関連のみに特化した処理、登録ルート(専用レーン)の設置
- ④優秀な業績を収めた日本の雇用主へのインセンティブ導入

フィリピンは若年人口の多さや高い英語力を活かして海外就労を積極的に推奨しており、国民の約1割にあたる1,000万人以上が海外に居住しています。主な就労先は中東で、近年では英語が活用できるオーストラリアやニュージーランドへの就労も進んでいるようですが、今般のJAPAN DESK開設は日本への送出しに引き続き積極的である姿勢を示しているといえます。

送出し国関連の照会は、JITCO国際部までお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

日本語作文で「想い」を

伝えてみませんか？

第32回 外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール 作品募集のご案内

JITCOでは、今年も日本語作文を募集します。皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。



2023年度第31回日本語作文コンクール表彰式記念写真

1. 応募資格

募集期間内に日本に在留する外国人技能実習生または研修生の方

※2024年4月1日現在で、特定活動や特定技能を含む他の在留資格で在留されている方は対象になりません。

2. 募集期間

2024年4月1日(月)～5月10日(金) 締切日消印有効

3. テーマ

特定のテーマを設けませんので、自由にお書きください。

4. 使用言語

日本語

5. 作品形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚分の自筆作文(縦書きでも横書きでも可)

原稿用紙の枠外に、必ず作品題名と氏名を記入してください。

※パソコンワープロ使用による原稿およびコピー原稿は受け付けません。

※筆記用具の指定はありません。文章がはっきり読めるよう濃く書いてください。

6. 賞

最優秀賞 (4名程度)…表彰状および賞金(5万円)

優秀賞 (4名程度)…表彰状および賞金(3万円)

優良賞 (12名程度)…表彰状および賞金(2万円)

佳作 (15名程度)…賞金(1万円)

※入賞作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。

なお応募者名簿は掲載いたしませんのでご了承ください。

※優秀作品集の冊子は、入賞者と同所属機関、賛助会員の皆様に無料で差し上げます。

またJITCOホームページにPDF版を掲載します。

7. 入賞発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、2024年8月中旬にJITCOホームページで発表する予定です。

8. 応募方法および応募宛先

応募は一人1点で、自作自筆の未発表作品に限ります。

①JITCOホームページのご案内に掲載している「応募情報登録フォーム」(Excel)をダウンロードし、必要事項を入力して以下の専用サイトから送信してください。

※送信専用サイトはこちら

(公開期間 2024年4月1日～5月10日)

<https://ws.formzu.net/fgen/S595765395/>



②同フォームから、指定の応募用紙を印刷してください。

③応募用紙を応募作品に必ず添付して以下の宛先に郵送してください。

応募宛先

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階

公益財団法人 国際人材協力機構

日本語作文コンクール事務局

※作文原稿は郵送でのみ受け付けます。手順①の応募情報登録時に原稿は添付しないでください。

※応募用紙に不備があると受け付けできません。

応募用紙の作成、添付については、監理団体や実習実施者であらかじめご確認ください。

応募方法の詳細については、JITCOホームページ「お知らせ」「日本語作文コンクールのご案内」に掲載している「応募情報登録と応募用紙作成のご案内」をご参照ください。
<https://www.jitco.or.jp/>

9. 注意事項

(1) 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

(2) 募集要項に則していない作品は、審査の対象外となります。

(3) 応募用紙に記載された個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。

必ず「個人情報の取り扱いについて」をご確認いただき、同意のうえでご応募ください。

(4) 応募作品は返却しません。

(5) 応募作品の著作権はJITCOに帰属します。

※各国語版の募集案内は、JITCOホームページ「JITCO日本語教材ひろば」をご覧ください。<https://hiroba.jitco.or.jp/>

■お問い合わせ 日本語作文コンクール事務局 03-4306-1184

送出し国をもっと知りたい!

ベトナムってどんな国?

第3回

SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

今、注目したい送出し国をピックアップ! 基本情報や国民性、文化や受入れ状況などさまざまな情報をお届けします。実習生たちとのコミュニケーションに利用したり、新たな人材受入れの参考にしてみてもいいのではないでしょうか? 第3回で取り上げるのは、現在、在留中の技能実習生が最も多い国、ベトナムです。



- 正式国名 ベトナム社会主義共和国
- 宗教 仏教、キリスト教(カトリック)、カオダイ教ほか
- 首都 ハノイ
- 人口 約9,946万人
- 面積 32万9,241km²
- 民族 キン族(越人)約86%、他に53の少数民族
- 主要言語 ベトナム語
- 時差 日本時間からマイナス2時間
- 通貨 ドン(1ドン=62円)
- 国旗 「金星紅旗」と呼ばれる

民族衣装 アオザイ



世界遺産

山水画のようなハロン湾

広大な入り江に2,000もの奇岩が連なる壮大な景勝地ハロン湾。龍が舞い降りたという伝説もあり、まるで山水画のような趣の世界自然遺産。



旬のビーチリゾートダナン

高級リゾートホテルが続々とオープンしている注目のビーチリゾート。少し足を延ばして、3つの世界遺産(古都フエ、ホイアン、ミーソン聖域)も訪れたい。



世界遺産

来遠橋(日本橋)



風情溢れる古都ホイアン

16~17世紀にかけて海上交易の要として栄えた港町。日本人街も存在したといわれ、「日本橋」と呼ばれる橋もある。夜には旧市街にランタンの灯がともし、ナイト・マーケットは幻想的な雰囲気に。



ホーチミン廟

歴史ある首都ハノイ

政治の要となる省庁や昔ながらの旧市街、豊かな緑と美しい湖、世界遺産のタンロン城・ハノイ城遺跡など多彩な見どころを持つ首都。建国の父が眠るホーチミン廟もここにある。



旧市街に走る電車

カワイイ♡ タン・ディン教会



商業都市ホーチミン

サイゴンから名前が変わったベトナム最大の商業都市で、流行の発信地。人民委員会庁舎の前には建国の父の銅像が立つ。ピンク色のタン・ディン教会はSNSの映えスポット。

この方がホー・チ・ミン



「ドイモイ」政策以来、今や経済成長率はASEANトップクラス

インドシナ半島の東部に位置し、南北に長い国土を持つベトナム。漢字で「越南」と書きます。今、日本で働く技能実習生のうち半数以上を占めるのが、このベトナム国籍の皆さんです。

首都はハノイで、約1000年の間、政治・文化の中心地として栄えてきました。19世紀に国の中部にある都市フエに首都が移転しましたが、20世紀には再びハノイに遷都され、現在もなお発展を続けています。

豊かな自然や文化遺産にも恵まれ、旅行先としても愛されているベトナムですが、歴史を振り返れば、長きにわたって戦乱の地と

なってきました。古くは中国王朝やモンゴル帝国の侵攻を受け、19世紀にはフランスに占領され植民地。第二次大戦中には日本軍に侵攻され、大戦後にはフランスとのインドシナ戦争が勃発。国を南北に分断したベトナム戦争では、アメリカが南ベトナムを軍事支援して泥沼化しました。1976年、長い戦いの末、北ベトナムが勝利し、統一国家ベトナム社会主義共和国の成立となりました。

ベトナム建国の立役者となったのが革命家のホー・チ・ミンです。建国の父「ホーおじさん」として愛された彼の名は都市名となり、首都ハノイにあるホーチミン廟にはその遺体が

永久保存されています。

その後もカンボジア侵攻、中国との紛争などがありましたが、ソ連崩壊後はアメリカや中国など、かつての敵国とも国交を回復して、現在に至っています。

経済的には、1986年に打ち出した「ドイモイ」(刷新)政策が功を奏し、目覚ましい成長を遂げました。2010年には中所得国入りを果たし、今や経済成長率はASEANトップクラスとなっています。

日本との関係は古く、奈良時代には遣唐使の阿倍仲麻呂がベトナムの地に渡り、戦国時代や江戸時代初期には朱印船貿易の



＼ 祖国について教えてください！ /

ベトナム出身 ホアンさんに聞く 10の質問



駐日ベトナム社会主義共和国大使館
ファン チェン ホアンさん
一等書記官・労働部長

Q1 ベトナムの誇れるところは？

A1 ベトナムは数千年の歴史・文化を持ち、いずれの時代でも独立を勝ち取って国を維持してきたところです。

Q2 ベトナム国民の性格・特徴は？

A2 寛容、楽観的、勤勉、家族や仲間を大切にします。また、自分および相手の気持ちを尊重し、恩を忘れません。

Q3 ベトナムの最近のトピックスは？

A3 これまで飲酒運転が問題になってきましたが、飲酒運転が厳罰化され、勤務先にも通報されるようになりました。今後より法令遵守が進むと思います。

Q4 ベトナムで今流行っているものは何？

A4 若者の間ではAIでアバターを作り、

自分の分身としてゲームなどに使って楽しみます。

Q5 日本人にぜひ食べてほしいベトナム料理は？

A5 フォーは有名ですが、ブンチャー（魚のだしがきいた米麺料理）もぜひ食べてもらいたいです。



ブンチャー

Q6 あなたの好きなベトナムのことわざを教えてください。

A6 「遠くの親戚より近くの友人」です。日本にも同じことわざがありますね。

Q7 日本の印象について教えてください。

A7 規律があり、時間を守ること。清潔、安全であり、いろいろな面で便利であると感じます。

Q8 ベトナムと日本の共通点は？

A8 両国ともにお米文化であり、稲作のために村内で協力してきたことから、家族

やコミュニティを大切にすることが似ていると思います。ベトナムも特に地方は3世代が同居する家族構成です。また、勤勉で向学心が強いところも似ています。

Q9 逆にベトナムと日本で全く異なるところは？

A9 ベトナムの若者はストレス発散のため大きな音で音楽を聴いたり、お酒の場でも大きな声で話します。これは農村でみんなが集まるときの習慣からきています。過去の日本の飲み会もそうだったのではないのでしょうか。ただ最近の日本人は静かにお酒を楽しんでいる印象です。

Q10 日本人(監理団体、実習実施者)に対してメッセージをお願いします。

A10 少子高齢化により、日本ではこれからますます多種多様な文化を持った外国人が増えてくると思います。日本人は外国人を社会の一員として受け入れ、日本の社会や文化の良いところを教え、生活や仕事の面においてフォローをお願いしたいです。一方、日本人も外国人から他の文化の良いところを教えてもらいお互いに理解することで、よりよい関係を結べると思います。長く日本に住んでいる外国人には理解・対応できて、入国したての外国人にはわからないこともあります。ベトナムの若者はフレキシブルですから、異文化についても、慣れるのに時間がかかるかもしれませんが、受け入れられると思います。

商人たちが赴いて、ホイアンに日本人町が誕生しました。日本人が架けたという来遠橋（別名・日本橋）は現在、有名な観光スポットになっています。また、当時日本から通貨製造のために輸入していた「銅」の発音から、ベトナムの通貨が「ドン」になったともいわれています。

現代でもベトナムにとって日本は最大の援助国であり、これまで約2,000社を超える日本企業がベトナムに進出しています。昨年には日越外交関係樹立50周年を迎えました。

フォーや生春巻きなどのベトナム料理や可愛いアジア雑貨、フランス領時代の洒落た建築など文化的にも日本人と相性のよいベトナム。今後もますます関係を深めていけることでしょう。



近年、ベトナムから多くの若者が来日しさまざまな分野で働いています。2023年も多くの方が日本に渡ってきました。ベトナム側からみても日本は国別で最も多い送出し先になります。今回10の質問に答えていただいた駐日ベトナム大使館のホアン部長は、制度の発展のため長年にわたりご尽力されています。

二国間協力覚書の状況 技能実習：2017年6月6日 特定技能：2019年7月1日

送出国関数 436（2024年1月時点）

受入れ状況 直近5年間の入国者数と在留者数推移

入国者数	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 (~11月)	在留者数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
技能実習 1号イ・ロ	91,170	41,341	16,450	83,403	72,259	技能実習 (1-3号)	164,499	218,727	208,879	160,563	176,346
特定技能1号	304	1,816	765	3,221	9,070	特定技能	-	901	9,412	31,721	77,137

出所 出入国在留管理庁ホームページ

ベトナムについてもっと詳しく知りたい方は



みんなでエンジョイ! レクリエーション

Let's enjoy recreations

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ることは、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントやレクリエーションを体験して、親交を深めませんか？ このコーナーではみんなで楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第4回のおすすめは潮干狩りです。



潮干狩りをする人たち

第4回 潮干狩りをやってみよう!

宝探しのようには貝を獲って、砂抜きして、食べるまでが「潮干狩り」!

海岸の浅瀬で楽しめる「潮干狩り」。干潮時の浜辺で砂を掘って、アサリやハマグリなど、たくさんの貝を見つけて獲るレジャーです。どこに埋まっているかを予想しながら砂をザクザク掘れば、一つまた一つ、あるいはゴロゴロと貝が現れます。掘り始めれば、気分はまるで宝探し! 大人から子どもまですっかり夢中になる楽しいイベントです。

昼に最も潮が引く4月から6月がハイ

シーズンなので、ぽかぽかした陽気の日には水遊びを兼ねて、実習生たちと一緒に最寄りの潮干狩りスポットへ行ってみてはいかがでしょうか。誰が最も多く獲れるか、競争するのも一興ですね。

みんなで獲った貝は、食べる前にちゃんと砂抜きする(砂を吐かせる)ことが大事です。種類によっては砂抜きができないものもありますが、ほとんどの貝は砂抜きすれば下処理はOK。

海水に浸してしっかりと砂抜きしたら、次はみんなで貝料理を作りましょう。酒蒸しやバター焼き、味噌汁、炊き込みご飯、ボンゴレビアンコなどのパスタ、クラムチャウダーなどのスープ、それぞれの母国のオリジナル料理などなど…。貝三味のメニューをお腹いっぱい食べ尽くすまでが、レクリエーションとしての「潮干狩り」。今シーズンはぜひ、皆さんも取り入れてみてください。

潮干狩りで獲れる主な貝の種類

～砂抜きで下処理OK～

潮干狩りでメインの二枚貝。表面がギザギザ。

アサリ



ツルツルしていて厚みがある。味は絶品。

ハマグリ



ホンビノス貝

8～10cmぐらいの大きさで、味もよい。



マテ貝

棒状。巣穴に塩を振りかけて、出てきたら捕獲。



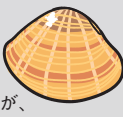
シジミ

淡水と海水の境目に生息。黒くて小さい。

～砂抜きできない貝～

バカ貝 (アオヤギ)

ハマグリと似ているが、殻が薄く割れやすい。



カガミ貝

貝殻の色が白っぽく青みがかった。

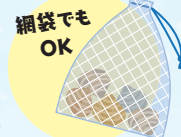


潮干狩りの三種の神器!?

バケツ

獲った貝を入れるため容器が必要

道具 1



網袋でもOK

道具 3

スコップ

砂をまとめて掘ることができる



道具 2

くま手

砂の奥にある貝を効率よく掻き出せる



- ★裸足は危険! サンダルかレインブーツを履こう
- ★ゴム手袋や軍手を着けて獲ろう
- ★日焼け止めクリームや帽子で日差し対策を
- ★持ち帰りのためにクーラーボックスを用意



外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる体制作り 制度に寄り添う充実した補償の保険

外国人技能実習生、特定技能外国人総合保険(通称“JITCO保険”)のご案内

- ① 日常生活における**病気・ケガをカバーする保険**
- ② 母国出国から一定期間は**治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用されるまでの期間、補償されるよう選択することができます。
- ③ 日常生活での**第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**



● 下表は加入パターンの一例です。詳しくはパンフレットまたは(株)国際研修サービスのホームページをご確認ください。

タイプ	保 険 金 額				保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救護者費用	保険期間13か月 (※治療費用100%補償1ヵ月付帯)
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用			
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	13,810円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	17,910円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	21,460円
5	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3億円	300万円	14,800円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	11,430円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	11,130円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	17,650円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数や保険金支払い状況により変更される場合があります。

(注2) 他の保険期間中でのご加入希望の場合は、(株)国際研修サービスにお問い合わせください。

(注3) 治療費用100%補償期間は1ヵ月以外もございます。

※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。

※この広告は保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項のご説明」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。

※これらの保険契約は特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次の4社です。
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)

株式会社 国際研修サービス

TEL 03-3453-3700

http://www.k-kenshu.co.jp/



FAX 03-3453-3703



JITCO Seminar information

JITCOの各種セミナーのご案内

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申し込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
4月	17日(水) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	25日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1126
5月	16日(木) 技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
6月	6日(木) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	7日(金) 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	27日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1126
7月	5日(金) 日本語指導担当者セミナー(基礎知識編)	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	11日(木) 技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	18日(木) 技能実習生受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138

※2024年4月1日時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申し込み受け付けを開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございます旨、ご容赦ください。

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は本誌P14～15上半期養成講習ページをご覧ください。

※JITCOサポートの使い方を解説するJITCOサポートセミナーも実施しております。最新情報はホームページよりご確認ください。

※ はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

各種セミナーの詳細とお申し込みは、こちらから

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>